

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日は、その翌日)

法律第百九号) 第二条第一項の規定により告示する。

平成8年5月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社サンキューハイ島屋	一〇〇満ボルト米子店	米子市新開二丁目一三三〇一一外

鳥取県告示第三百四十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市本的場土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成8年5月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告 示

- ◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了(〃)
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止(〃)
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定
- ◇選管告示 平成8年4月19日付鳥取県告示第二百八十九号中訂正
- 平成8年4月26日付鳥取県告示第三百十五号中訂正

鳥取県告示第二百四十八号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年

- 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 五 事業年度
- 六 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。
変更認可の年月日

平成八年五月九日

鳥取県告示第三百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十二号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次	米子駅前支店	米子市明治町
米子商店街支店	米子市法勝寺町	米子駅前支店
米子市明治町	米子市法勝寺町	米子駅前支店

を
に改める。

鳥取県告示第三百五十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年六月十六日から施行する。

平成八年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示三号

廢止年月日	住 所	名 称
平成八年三月三十一日	鳥取市新品治町一一	鳥取県東部食肉商業協同組合

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設を次とのおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

第一号の表中

平成八年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

施設の名称	所在地
日野町文化センター	日野郡日野町根雨二二九一

正 誤

平成八年四月十九日付鳥取県告示第二百八十九号（鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁七
段上
行後ろから六一三

誤	
余子支所	境港市竹内町
中浜支所	株式会社山陰合同銀行境港支店

正	
余子支所	境港市財ノ木町
中浜支所	株式会社山陰合同銀行大篠津支店

平成八年四月二十六日付鳥取県告示第三百十五号（森林病害虫の駆除命令について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正誤 (二) 東伯郡泊村、北条町及び大栄町の各一部（別紙のとおりとする。）
 岩美郡福部村、東伯郡泊村、北条町及び大栄町並びに西伯郡淀江町及び日吉
 津村の各一部（別紙のとおりとする。）